

# NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業 令和2年度業務仕様書

## 1. 事業の目的

文化庁では、NPO法人や市民団体等(以下、「NPO等」という。)の参画による文化財建造物の保護を推進しています。近年では、NPO等が所有者と活用者のマッチングを行ったり、自ら活用者となって文化財建造物の利用を図る取組が各地で見られるようになりました。更に適切な文化財管理の下、活用が行われるよう、技術や技能面から活用者を支えようとする団体も増えつつあります。

こうした背景のもと、文化庁は文化財保護法を一部改正(平成31年4月1日施行)しました。(http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html)。改正により、市町村は、文化財の保存・活用を総合的に推進していくためにNPO等と協力して協議会を組織化することや、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定することができるようになりました。また、所有者に代わり、文化財を保存活用する管理責任者の要件が拡大されました。社会全体で文化財を支援する仕組みが強化されることが期待され、今後、ますますNPO等の役割が重要になってきています。

しかし、文化財建造物は、保護にかかる費用負担や担い手不足等が活用や管理を困難にしているという指摘もあります。

本事業は、これらの課題に対し、NPO等が自ら検討領域を設定し、その検討成果の報告を求めるものです。

## 2. 事業の実施方法

文化庁は、NPO等からの企画提案を公募し、審査・採択したものを委託事業として実施する。事業の委託を受けた団体は、実施の成果を文化庁が開催する報告協議会で発表すると共に、業務成果報告を文化庁に提出する。

## 3. 企画提案の作成の要領

### (1) 検討領域の選択

以下の①～④の中から検討領域を選び、更にその細目を選択する(複数選択可)。

#### ① 活用の担い手

- 細目：(ア) 無住化・地方の過疎化・少子高齢化に伴う空き家の解消  
(イ) 文化財建造物の持続的運営  
(ウ) 技能者・技術者等による支援  
(エ) その他 [具体的に記載]

#### ② 資金

- 細目：(ア) トラスト活動  
(イ) 投融資  
(ウ) 保険

(エ) その他 [具体的に記載]

③ 制度

- 細目：(ア) 文化財保護法  
(イ) 文化財保護法以外の法制度  
(ウ) 財政支援・税制優遇  
(エ) その他 [具体的に記載]

④ その他 [具体的に記載]

(2) 企画提案の目的及び内容

企画提案は、前述①～④の中から選択した各検討領域及び細目において、その目的の一以上を達成するためのものとする。企画提案に含める具体的な取組は、検討領域①～③細目に基づき、④については独自の提案に基づき、考案すること。

(3) 事業の実施期間と全体計画

企画提案は、事業の期間は単年度とし、令和2年度については契約締結日から令和3年1月29日(金)までを事業活動の期間として作成する。

(4) 文化財建造物所有者等の承諾

企画提案にあたっては、予め、文化財建造物所有者や関係者等の承諾を得ておくこと。文化庁は、事業の審査・選択において必要がある場合には、提案団体に承諾書等の提出を求めることがある。

4. 事業の委託内容

- (1) 業務計画書に基づく事業の実施に関する事。業務計画書は、前述「3. 企画提案の作成の要領」に即して作成された企画提案に基づき、文化庁、審査委員会等からの意見を踏まえて作成したものとする。
- (2) 文化庁開催の報告協議会における上記(1)の成果の発表に関する事。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る詳細な報告書の作成・提出に関する事。

5. 著作権、成果物等の取扱い

- (1) 事業の実施にあたり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属する。
- (2) 事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮すること。

6. 完了報告書の納入期限・場所

- (1) 納入期限 令和3年1月29日(金)
- (2) 納入場所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文化庁文化資源活用課 整備活用部門

## 7. 成果物

- (1) 報告書3部（図表や写真，新聞掲載記事等を盛り込み，成果をわかりやすく表現すること）
- (2) 報告書の電子データ一式（文化庁が指定する形式）

## 8. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 額の確定の通知を受けた日から起算して30日以内又は委託業務の完了した日から30日以内のいずれか早い日まで。
- (2) 納入場所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文化庁文化資源活用課 整備活用部門

## 9. その他

- (1) 検収は文化庁が行う。
- (2) 提出した報告書または事業の運営等について，即時説明のできる体制を整えること。
- (3) 当事業のすべての再委託は不可とする。当該事業の一部を再委託する場合には，再委託先の責任と役割を明確に示すと共に，適切に遂行できる企業等を選定すること。
- (4) 契約事務は，会計法等，国の予算執行にかかる諸法令に基づき文化庁が行う。
- (5) 仕様書に定めのない事項がある場合又は疑義が生じた場合には，NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業委託実施要項，文化庁委託業務実施要領，委託業務契約書及び文化庁担当係官の指示に従うこと。

以上